昌

額

失

• 高

額

含

省

負担限度額を超えた額が支給される制度が平成20年4月利用分か7月31日の「医療保険」と「介護保険」における自己負担の合算

の期間の場合)を超えた金額の

自己負担限度額31万円

による低所得者Ⅱ

(住民税非課税

のため

日己負担合計60万円のかため「別表1」を参照

万円 (12 k) | を参照。

う

夫が医療費自己負担

30万円(年間)

に該当しない場合があ

平成21年7月31日時点で、 合の申請について は険などの異動があっ

課高齢者福祉係

(内線 182

つ

(内線153~

成21年7月31日時点で、

「後期高齢者医療31日時点で、「国

内線184~187

の

場合、

後期高齢者医療制度

ビスを利用の場合

世帯

自

とども医療費

お子さんの健やかな成長を願うとともに、子育て家庭への経済的支援のため、医療費の一部を助成し ています。 問い合わせ こども家庭課 (内線165)

乳幼児医療

●就学前のお子さん

入院、通院の一部を支給(受給者証交付) ただし、三芳町・富士見市・ふじみ野市の医療機 関のみ利用可。

こども医療

- ●小学校1年生~6年生
- 入院、通院の一部を支給(H19.4月制度開始)
- ●中学校1年生~3年生

入院のみの一部を支給(H20.10月制度開始) ※こども医療の受給者証は発行されません。



米助成内容

保険診療の自己負担金から高額療養費及び、加入 されている健康保険組合等における附加給付金を差 引いた金額を助成いたします。

なお、保険診療外分(差額ベッド、文書料、健診 代など)、入院時食事代については助成対象外とな ります。

米医療費の申請・支払い

【申 請】

医療費を一時立替え後、領収書(受診者名、診療 点数記載のもの)・印鑑・保険証等をお持ちのうえ 申請してください。

※受給者証利用の場合は、医療機関の窓口で現物 給付 (保険診療分) されます。

(※高額療養費、附加給付金の該当がある場合は、 健康保険組合より通知される決定通知書の写しを必 ず添付のうえ申請してください。)

月ごと、医療機関ごとに申請書1枚記入。 ※必ず受診した月が終了してから申請してください。 【支払い】

毎月10日締めで、翌月20日(乳幼児医療)または 25日 (こども医療) 支払いとなります。 (土日・祝 日の場合は、翌日、翌々日等)

●保育所、学校等(スポーツ振興センター災害共 済加入有) におけるケガの場合、治癒までにか かった医療費(薬局調剤分含む)の自己負担金が 1,500円 (ただし、就学前は1,000円) 以上かかっ たときは、助成対象外となります。(保育所、学 校等に申請)

*登録申請

登録がお済みでない方は申請してください。

【申請に必要なもの】

- ●保険証(お子さんの名前が記載されているもの)
- ●預金通帳(主たる生計維持者(扶養者)の名義)
- ※「こども医療」→現在小学校3年生までのお子さ んで乳幼児医療該当であった方は、こども医療へ 自動登録されておりますが、小学校4年生以上の お子さんについては登録が必要です。

米その他

- ●町内転居、保険証の変更(記号番号のみ変更も含 む) 等、登録内容に変更が生じたときは変更届を 提出ください。
- 転出、生活保護適用、重度障害者医療該当の場合 は、喪失(消滅)届を提出してください。(乳幼 児は受給者証を返却ください。)



※申請等手続きについては、こども家庭課及び各出 張所でお願いします。また、不明な点についてはこ ども家庭課へ問い合せください。

の申請について高齢者医療制度に加入の方 三芳町国民健康保険・

町から通知を送る予定です 象者と思われる方には、 額医療・高額介護合算制度」 制度」に加入している方で、 民健康保険」 通知が届 平成21年7月31 「後期高齢者医療 Ħ 1時点で、 高

間で合算

限度額を超えた分が

から

った場合に両方の自己負担額を年 ス費の両方の自己負担が高額にな

度とは?

高額医療・

高額介護合算制

費の支給額は含まれません

か支給額の多い

期間となります。

自己負担額には、

・高額介護サー

イービス いずれ のすれ

。なお、自己負担額には、高額療養費・高額介護サ・ぶら平成21年7月31日までの12か月の期間」の内、正期間は、「平成20年4月から平成21年7月までの16

同じ世帯で医療費、

介護サ

妻が介護費自己負担

30万円(年額)

支給される制度です 医療保険と介護保険それぞれ

軽減の例(75

以上の世帯

る保険者にお問 限度額基準(別表1・2)を参照 ※通知が届かなくても、 介護合算制度」 に申請してください 高額医療・

ださい

問い合わせ

住民課国保年金孫

※町から通知が届い

た方に

うい

7

通知内容どおりに申請してく

び介護保険の異動があった場合)

明書

(医療保

た の ※

険又は後期高齢者医療制度の 国民健康保 窓口

白己負扣限度額基準(別表2)

世帯自己負担合計 60万円(年間)

易	金額より500円	自己負担限度	日口只是俄及缺坐牛 (仍我上)		
易合が寸段です。				国保+介護 (70歳未満の方が いる世帯)	
-		額基	上位所得者	126万円(168万円)	
	以上多	準 (iii	一般	67万円 (89万円)	
	多く負	刑表	市町村民税非課税	34万円(45万円)	

1	口口英三队及缺至中 ())致亡/					
		国保+介護 (70歳未満の方が いる世帯)	自己負担限度額			
	上位所得者	126万円(168万円)	額基			
	一般	67万円 (89万円)	準命			
	市町村民税非課税	34万円(45万円)	別表2			
	※ () 内は16か月の期間の場合					

(別表2

自己負担限度額基準(別表1)

国保+介護 後期高齢者医療 (70歳~74歳の方 +介護 がいる世帯) 現役並所得者 67万円 (89万円) 67万円 (89万円) 56万円 (75万円) 56万円 (75万円) 低所得者Ⅱ 31万円 (41万円) 31万円 (41万円) 低所得者 I 19万円 (25万円) 19万円 (25万円)

※()内は16か月の期間の場合

●医療保険・介護保険の保険証■申請に必要なもの [座番号 額証 かるも 0

印鑑

確認ください 社会保険などに申請 支援課介護保険係で、 の対象者と思われる方は、 自己負担額証明書」 詳しくはお勤め 会保険などに申請してください。、交付を受けてからお勤め先の日己負担額証明書」の交付申請を 「高額医療・高額介護合算制度」 の会社などにご 介護保険の

申請について

制度」に加入している方で、 医療保険者などから い場合がありますので、 介護保険の異動や住所の異動があ へ申請し 社会保険などに加入の方の **買してください。** の交付を受けてから各保 日以降に医療保険及び 町から通知が届かな 「自己負担 異動前の